

伐採及び伐採後の造林の届出書（法第10条の8第1項） チェックリスト

※チェックをして、該当しない場合は斜線を記入する

銚田市

①基本事項		確認 (チェック)	備考
a	5条森林（地域森林計画の対象となっている民有林）		茨城森林クラウド等で確認
b	保安林（保安施設地区）		保安林（保安施設地区）の場合は県への手続きが必要。
c	森林経営計画対象森林		森林クラウド等で確認。森林経営計画において定められている伐採をする場合は事後の届出が必要。
d	造林補助金や身近なみどり整備推進事業等の各種補助金を受給していないか。		茨城森林クラウド等で確認
e	隣接地等で届出の提出や林地開発許可申請がされているか。		「開発行為の一体性の判断について」により一体性を判断し、必要な手続きを指導

②伐採の目的		確認 (チェック)	備考
a	伐採後更新（人工造林又は天然更新）		
b	伐採後森林以外に転用		小規模林地開発概要書の提出が必要
	開発（転用）面積が1haを超える		県の林地開発許可が必要

③記載事項		確認 (チェック)	備考
a	届出様式		新様式になっているか。
b	届出年月日		伐採を開始する日の30～90日前になっているか。
c	届出人（住所、氏名等）		連絡が取れる連絡先を必ず記入してもらう。
d	伐採と伐採後の造林の権原を有する者が異なる（伐採する者が立木買受者である）		連名による提出が必要。
e	森林の所在場所（市町村、大字、字、地番）		一筆毎に枝番まで正確に記載されているか。
f	伐採の計画及び伐採後の造林の計画		必要事項が記載されているか。 市町村森林整備計画に定められている事項に適合しているか。
g	伐採跡地の用途（森林以外の用途に供される場合のみ）		太陽光発電施設、倉庫等の記載があるか。
h	備考（他法令の制限事項、更新補助作業の種類、作業道敷設の有無）		

④添付書類		確認 (チェック)	該当する書類
a	伐採区域が確認できる図面（必須）		地籍図、地形図、森林計画図等
b	土地所有者が確認できる書類（必須）		登記事項証明書、林地台帳等
c	森林所有者の住所が確認できる書類		住民票、免許証の写し等
d	伐採をする権原を有することが確認できる書類		立木の売買契約書等
e	その他市町村長が必要と認める書類		
	小規模林地開発概要書		伐採後森林以外へ転用される場合
	経済産業省の経営認定書及び認定図面		転用目的が太陽光発電の場合
	東京電力パワーグリッドとの連結契約書		転用目的が太陽光発電の場合

⑤隣地境界等		確認 (チェック)	備考
a	伐採箇所に隣接する土地との境界の確認		図面及び現地も確認をしているか（地籍調査未実施地区は現地必須）
b	水路などの管理者と関係がある場合の協議		森林以外へ転用する場合や、作業道を開設する場合等

市町村担当記入欄（不備内容、指導内容等）

記入年月日 年 月 日

市町村担当者チェック

記入者氏名